

条 例

地方独立行政法人埼玉県立病院機構への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第五十三号

地方独立行政法人埼玉県立病院機構への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例

地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項の条例で定める県の内部組織は、埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例（令和二年埼玉県条例第五十一号）第一条第一号の規定による廃止前の埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）第四条第一項の表に掲げる埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター、埼玉県立小児医療センター及び埼玉県立精神医療センターとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。